

指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 Grand・Love
主たる事務所の所在地	〒376-0121 桐生市新里町新川 584-3
代表者（職名・氏名）	代表取締役 青木貴子
設立年月日	2014年7月2日
電話番号	0277-74-2005

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ローズヴィレッジ桜木	
サービスの種類	指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業	
事業所の所在地	〒376-0013 桐生市広沢町2丁目 2953-13	
電話番号	0277-47-7202	
指定年月日・事業所番号	2020年7月1日	1090300482
実施単位・利用定員	1単位	定員 15人
通常の事業の実施地域	桐生市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分まで 延長時間は、午前8時30分から午前9時00分まで及び午後4時30分から5時30分までとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数
生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	2名以上
機能訓練指導員	1名以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 見城こず枝 堀越奈苗枝 島村明日香
管理責任者の氏名	管 理 者 堀越奈苗枝

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 指定密着型通所介護及び第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本サービス費】要支援の方/1ヶ月・要介護の方/1日（1割負担の方）

時間	事業対象者 要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上 4時間未満	1,798円	3,621円	416円	478円	540円	600円	663円
4時間以上 5時間未満			436円	501円	566円	629円	695円
5時間以上 6時間未満			657円	776円	896円	1,013円	1,134円
6時間以上 7時間未満			678円	801円	925円	1,049円	1,172円
7時間以上 8時間未満			753円	890円	1,032円	1,172円	1,312円

※当事業所は通常サービス提供時間を7時間以上8時間未満で提供しています。

(具体的なサービス提供時間は居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。)

※利用料金の総額は基本サービス費、各加算、食費、保険外費用が加えられた費用になります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用 料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
入浴介助加算 (I) ／1日	利用者の方に対し、入浴介助を行った場合	40 円	40 円	80 円	120 円
個別機能訓練加算 (I)／1日	常勤・専従の機能訓練指導員を配置し個別機能訓練計画書に基づき機能訓練を実施した場合	56 円	56 円	112 円	168 円
個別機能訓練加算 (II)／1ヶ月	個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた場合	20 円	20 円	40 円	60 円
運動器機能向上加算/1ヶ月	要支援者・事業対象者を対象とした運動器向上計画書に基づき適正な人員を配置し機能向上サービスを実施した場合。	225 円	225 円	450 円	675 円
科学的介護 推進加算/1ヶ月	心身の基本的な情報を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受け効果的なサービスの展開につなげる場合	40 円	40 円	80 円	120 円
サービス提供強化 加算 (II) /1回	職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から質の高いサービスを提供する体制にある場合 (前年度計算による)	18 円	18 円	36 円	54 円
介護職員処遇改善 加算 (I) /1日 ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合				

※のついた加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

(2) その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、30分毎について500円の延長料金をいただきます。
食事	食事の提供を受けた場合、昼食代500円 夕食代500円の食費をいただきます。 特別食の場合、700円の食費をいただきます。 前日夕方5時30分以降、当日キャンセルした場合、食費をいただきます。 月曜日利用者様に限り、前日曜日の留守番電話への連絡までキャンセル可能。
おやつ代	おやつを提供を受けた場合、1回につき100円の実費をいただきます。
おむつ代	おむつ・パッドの提供を受けた場合、おむつ100円 パッド80円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の周り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書については、利用者負担金の支払いを受けた後、1週間日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 群馬銀行 桐生南支店 普通口座 0492809 株式会社 Grand・Love 代表取締役 青木貴子
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 非常災害対策

管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策をたて少なくとも年2回以上の利用者及び職員による防災及び避難訓練を行います。また委員会の設置、研修等で職員の知識向上を図ります。

1 2. 身体拘束の廃止

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

1 3. 虐待防止に関する事項

当事業所は、ご利用者等の人権擁護及び虐待防止の為に、以下に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する委員会の設置及び研修の実施
- (2) 利用者様及びその家族からの苦情体制の整備

虐待防止に関する責任者・・・管理者 前原めぐみ

2. 当事業所はサービス提供中に当該事業所従事者または養護者（利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる事案を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

1 4. 衛生管理・感染症対策

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施いたします。

1 5. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものといたします。

- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものといたします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものといたします。

16. 地域との連携等

事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものといたします。

- (2) 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものといたします。

17. 個人情報の保護

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものといたします。

- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものといたします。
- (3) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものといたします。

18. 研修の機会の確保

事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものといたします。

- (2) 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。
 - 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 年2回

19. ハラスメントに関する事項

ステーションで働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、事業者はハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 1. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設けステーションにおけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

15. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0277-47-7202
	面接場所 当事業所の相談室

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	群馬県国民健康保険団体連合会	電話番号 027-290-1363
	桐生市役所健康長寿課	電話番号 0277-46-1111

16. 運営に対する基準

提供するサービスの第三者評価の実施状況は無し。

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスをご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスが利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センター等の担当者へご連絡ください。
- (4) ご利用の方から職員への贈答品等の授受は社内規則により原則お断りさせていただきます。
また、ご利用の方同士の金品及び物のやり取りについても、トラブルの原因となりかねますのでご遠慮いただいております。ご理解、ご協力の程をお願い申し上げます。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 群馬県桐生市新里町新川 584-3
事業者（法人名）株式会社 Grand・Love
代表者職・氏名 代表取締役 青木貴子
説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

立会人 住所

氏名